

## 犯罪被害者等日常生活支援事業 ホームヘルプサービス業務仕様書

この仕様書は、犯罪被害者等日常生活支援におけるホームヘルプ（家事代行）サービスの提供に関する委託業務（以下「ホームヘルプサービス」という。）の内容を示すものである。

### 1 事業目的

この事業は、犯罪被害を受けたことにより、家事等を行うことに支障が生じていると認められる犯罪被害者等（以下「利用者」という。）に対して、日常的な家事（住宅の掃除や衣類の洗濯など）を行うホームヘルパーを派遣することにより、日常生活の安定を図ることを目的とする。

### 2 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日、または当該犯罪等が行われた時から1年を経過した日の早い方

### 3 業務内容

- (1) 受注者は発注者からの「ホームヘルプサービス派遣指示書（別紙1）」（以下「指示書」という）により、利用者の自宅等へホームヘルパーの派遣を行う。具体の派遣日時については、指示書に基づき利用者と調整すること。

なお、指示書に記載する派遣時間を超えて派遣することがないように注意すること。また、利用者の状況により派遣時間に達しない場合は早急に発注者に連絡すること。その場合は発注者から派遣変更指示書（別紙2）を交付する。

- (2) 派遣の範囲は大阪市内のうち、受注者の派遣可能な地域として事前に登録している地域（※）とする。

※受注者が派遣する地域は、原則として行政区単位で、希望により選択することができる（複数区を選択が可能）。なお、区の面積及び事業所の立地条件等を勘案した場合、区全域への派遣を行うことができないときは、派遣可能な範囲を示した書面を提出すること。

- (3) ホームヘルプサービスの内容は次のとおりとする。

- ①住宅の掃除及び整理整頓
- ②衣類の洗濯
- ③調理
- ④生活必需品の買物 などの日常的な家事

※介護サービスは含まない

- (4) 利用対象時間帯は、基本として9時から17時30分までの間とするが、利用者及び受注者双方が協議のうえ、変更も可能とする。

- (5) 1回当たりの利用時間は、ホームヘルパーの派遣1人の場合、2時間以上3時間以内とする。また、2人の場合は1時間以上1時間30分以内とする。

- (6) 委託料は派遣するホームヘルパー 1 人あたり、15 分間につき 750 円（交通費及び消費税等を含む）とする。ただし、15 分間に満たない料金については、利用回数ごとに 15 分未満切上げで算出することとする。また、サービス内容により別途費用が発生する場合については、本契約の対象外（利用者負担）とし、利用者及び受注者双方において取り扱いを協議すること。
- (7) 派遣するホームヘルパーを専任とするかは問わない。また、基本的に性別の指定は行わないが、利用者の状況や受注者が定める規約等により配慮する必要がある場合は、発注者及び受注者双方が協議する。
- (8) 利用者が利用時間内に派遣先（利用者の自宅等）に不在の場合には、本業務を行わないものとする。
- (9) 掃除用具や洗剤、調理器具や食材等ホームヘルプサービスに際して必要となる道具は、利用者の自宅等にあるものを使用する。また、その旨を事前に発注者から利用者に対し説明するが、実際に使用する道具等については、受注者から利用者に対し説明すること。
- (10) 重量物の運搬、高所での作業などの危険を伴う作業、利用者に対する身体介護サービスなどの直接身体に触れる作業は含まない。
- (11) ペットに関するサービスは含まない。また、ペットがいる場合は、事前に発注者から利用者に対し、ペットをケージ内もしくは別の部屋などホームヘルプサービスの提供エリア外に移動いただくよう説明する。

#### 4 サービスの提供にあたっての調整等

- (1) 提供するサービスの詳細について、発注者からの指示書に基づき、事前に利用者及び受注者との調整及び確認を行い、受注者へ派遣を依頼する。
- (2) 利用日や利用時間等の変更については、利用者又は発注者から受注者へ申し出るものとする。

#### 5 実績報告

受注者は、「ホームヘルプサービス実績報告書（別紙 3）」により、指示書毎に履行完了後 10 日後までに発注者へ報告すること。なお、3 月分については 3 月 31 日までに発注者へ報告すること。

#### 6 業務委託料の支払い

発注者は、実績報告の内容を検査し、検査合格した派遣時間数に契約書に記載する単価業務委託料を乗じた金額を、受注者からの請求に基づき支払うものとする。

#### 7 業務説明

受注者は、発注者が説明する犯罪被害者等の支援に関する注意事項等の内容について、派遣するホームヘルパーが正しい認識を持ち業務を遂行するよう、ホームヘルプサービスに従事するまでに適切な説明を行うこと。また、説明が完了した旨を口頭又は紙面で発注者へ報告すること。

## 8 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、発注者へ実施報告書を提出すること。

## 9 再委託等の禁止

(1) 契約書第15条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・住宅の掃除、衣類の洗濯、調理、生活必需品の買い物などの日常的な家事

(2) 受注者は、コピー、文書作成、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の予定業務委託料が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として予定業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第15条第2項及び第15条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 10 その他

(1) 業務に関わっての事故など、一切の責任は受注者で負担すること。

(2) 従事者又は従事者であった者が、本業務を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) 実施したホームヘルプサービスにかかる利用者からの苦情については、原則、受注者が迅速かつ適切に対応することとする。

11 担当課

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課（担当：西本、中野）

電話：06-6208-7619 ファックス：06-6202-7073

(別紙1)

ホームヘルプサービス派遣指示書 (○回目)

年 月 日

様

大 阪 市 市 民 局  
ダイバーシティ推進室人権企画課  
(電話 : 06-6208-7619)

利用者に対するホームヘルパー派遣を下記のとおりとする。

利用者情報

利用番号	
ふりがな 氏 名	

ホームヘルパー派遣期間等

派遣期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用時間	時間 分 (1日あたり1回、2~3時間以内)
派遣先	大阪市 区  (電話 : )
備考	具体の派遣日時については、受注者と利用者において決定すること。 利用者の状況により、派遣期間内に利用時間の利用が見込めない場合、受注者は早急に発注者に報告すること。

※住宅地図を添付すること

(別紙2)

ホームヘルプサービス派遣変更指示書 (○回目)

年 月 日

様

大 阪 市 市 民 局  
ダイバーシティ推進室人権企画課  
(電話 : 06-6208-7619)

○年○月●日付け指示書 (○回目) を以下のとおり派遣時間を変更する。

利用者情報

利用番号	
ふりがな 氏 名	
住 所	大阪市 区  (電話 : )

派遣期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用時間	時間 分 (1日あたり1回、2～3時間以内) 変更前 ↓ 時間 分 (1日あたり1回、2～3時間以内) 変更後
派遣先	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ
備考	具体の派遣日時については、受注者と利用者において決定すること。 利用者の状況により、派遣期間内に利用時間の利用が見込めない場合、受注者は早急に発注者に報告すること。

※住宅地図を添付すること

(別紙3)

ホームヘルプサービス実績報告書

年 月 日

大阪市長 様

(住所)

(名称)

ホームヘルプサービスの派遣実績について、次のとおり報告します。

ホームヘルプサービスの派遣実績【令和 年 月 日発注分】

利用番号	派遣の合計時間	金額
		(15分間あたり750円(税込))
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
	時間 分	円
合計金額		円

※派遣日、サービス実施時間及びサービス概要が確認できる資料を添付すること(様式は不問)

令和6年度 障がいを理由とする差別の解消の推進  
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)